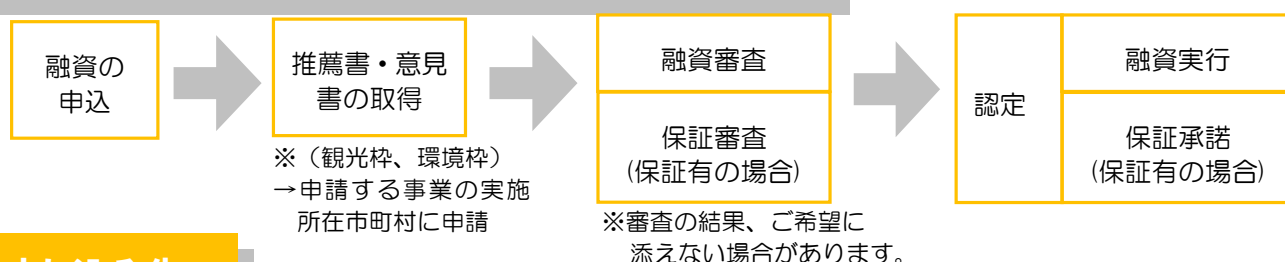


まち・ひと・しごと創生資金

県総合戦略の基本目標である「産業振興と雇用創出」を推進するため、まち・ひと・しごと創生資金を創設しました。特別の目的に利用される資金をメニュー化し、併せて金融機関の協調を得て信用補完制度の利用を任意とし、低利・長期のメニューをご利用いただけます。

制 度 名	まち・ひと・しごと創生資金
対 象 者	県の政策に連動し、以下の取り組みを行うもの (1) <u>人材投資・働き方改革等生産性向上枠</u> 人材投資等を中心としてIT技術の導入や従業員の労働環境・子育て支援の施設等の整備など働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行うもの (2) <u>観光施設等整備枠</u> 地域の観光振興に資する事業に取り組むもの (3) <u>地域商業整備枠</u> 地域の買物の場の整備に取り組むもの (4) <u>海外展開枠</u> 事業の海外展開を検討・実施するもの (5) <u>環境対応枠</u> 環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行うもの
融 資 限 度 額	設備資金 8,000万円、 運転資金 5,000万円
資 金 使 途	設備資金、運転資金
融 資 期 間	設備資金 12年以内（据置期間1年以内を含む） ※観光施設等整備枠、地域商業整備枠の中山間地域商業関連、環境対応枠は15年以内 運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年1.25%（固定）、責任共有外利率 年1.10%（固定）
信用保証の要否	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります （※信用保証の場合は、保証料率 年0.40%～年1.70%。事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。）
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	平成30年4月1日～

まち・ひと・しごと創生資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

対象となる事業(対象者関係)

(1) 人材投資・働き方改革等生産性向上枠

- ①従業員の人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む事業
- ②従業員の労働環境の整備のための事業 ③子育て支援のための施設・設備の整備のための事業
- ④しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けたものが実施する事業
- ⑤しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けたものが実施する事業
- ⑥市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る消防団協力事業所の認定を受けたものが実施する事業
- ⑦しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているものが実施する事業 ⑧その他知事が特に認めた事業

(2) 観光施設等整備枠

- ①観光施設の整備等の事業(しまね観光立県条例平成20年島根県条例第28号)の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画、観光振興計画等に位置付けられる事業であって、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦するものに限る。)に要する経費

(3) 地域商業等整備枠

- ①特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業(中小小売商業振興法、中心市街地の活性化に関する法律、地域商店街活性化法 等)
- ②県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する事業のうち一定の要件に該当する事業(中山間地域における小売業、過疎地域における小売・サービス業の施設整備等) ③その他知事が特に認めた事業

(4) 海外展開枠

- ①外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業
- ②出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に係る経費
- ③出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に係る経費
- ④海外直接投資の事業実施に必要な調査に係る事業 ⑤海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育に係る事業
- ⑥海外見本市、商談会への参加に係る事業 ⑦直接輸出入に係る事業

(5) 環境対応枠

- ①公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ②石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善に係る事業
- ③産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ④産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ⑤PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理(運搬を含む。)及び対象設備の買換えに係る事業
- ⑥フロン回収・破壊施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ⑦従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上節減する設備の設置に係る事業
- ⑧自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ⑨リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ⑩事業の用に供する低公害車を購入する経費又は低公害車用燃料供給施設・設備の設置又は改善に係る事業
- ⑪環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の設置又は改善及び審査登録に係る事業
- ⑫製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に係る事業
- ⑬工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に係る事業